

# 川崎市交通局バス折返し所トイレ清掃業務委託仕様書

## 1 業務概要

川崎市交通局（以下「局」という。）が指定した仮設トイレ（以下「トイレ」という。）における清掃業務

## 2 履行場所

次の表のとおり

清掃箇所	所在地	管轄 営業所	営業所所在地	営業所 TEL	給水
J F E 前 折返し所	川崎区 鋼管通 5-1	塩浜	川崎区 塩浜 2-2-1	288-0972	×
山九株式会社 敷地内	川崎区 東扇島 90	塩浜	川崎区 塩浜 2-2-1	288-0972	○
市営埠頭 折返し所	川崎区 千鳥町 12	塩浜	川崎区 塩浜 2-2-1	288-0972	○
京セラ前 折返し所	川崎区 千鳥町 6	塩浜	川崎区 塩浜 2-2-1	288-0972	○
水江町 折返し所	川崎区 水江町 6	塩浜	川崎区 塩浜 2-2-1	288-0972	×
有馬第二団地前 折返し所	宮前区 東有馬 3-6	鷺ヶ峰	宮前区 菅生ヶ丘 41-1	977-5222	×
菅生車庫	宮前区 犬藏 3-5-1	鷺ヶ峰	宮前区 菅生ヶ丘 41-1	977-5222	○
西菅団地 折返し所	多摩区 菅仙谷 3-20	鷺ヶ峰	宮前区 菅生ヶ丘 41-1	977-5222	×
生田駅 折返し所	多摩区 生田 7-1	鷺ヶ峰	宮前区 菅生ヶ丘 41-1	977-5222	×
柿生駅 折返し所	麻生区 上麻生 5-44	鷺ヶ峰	宮前区 菅生ヶ丘 41-1	977-5222	○

※ 清掃するトイレは各 1 箇所で大きさは概ね 1 m<sup>2</sup>。ただし、「水江町折返し所」、「京セラ前折返し所」、「市営埠頭折返し所」の設置トイレは 2 箇所。

## 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務内容

### （1）清掃回数

毎月 8 回

### （2）清掃日

ア 原則として、毎月 1 日から 7 日、8 日から 15 日、16 日から 22 日及び 23 日から 30 日の間に、前後の清掃日とは 2 日以上空けて、各 2 回行うものとする。

イ 毎月の清掃開始前に作業予定表を川崎市交通局長宛てに提出すること。ただし、営業所又は受託者の都合により、協議の上、変更することができる。

ウ 每月の清掃開始前に作業予定表を川崎市交通局長宛てに提出すること。ただし、営業所又は受託者の都合により、協議の上、変更することができる。

### （3）清掃時間

8 時から 16 時までの間に実施すること。

#### (4) 清掃内容

トイレ内の便器、床面、側面、タンク及び手洗い場について、川崎市洗剤対策推進方針に基づく洗剤等を使用し清掃すること。便器だけではなく、床面、側面等の汚れについても、清掃・除去すること。なお、「柿生駅折返し所」の手洗い用タンクについては、タンク内を清掃した上で給水すること。また、著しい汚れについては、当日中に最適な方法にて除去・清掃すること。

#### (5) 給水業務

清掃を行う際に、上記のトイレの水洗用タンクに適切な量の水を補充すること。また、「柿生駅折返し所」については手洗い用タンクにも給水すること。ただし、「山九株式会社敷地内」については、各清掃日とは2日以上空けて別に月4回水洗用タンクへの給水業務のみを行うこと。

### 5 費用負担

作業に必要な器具及び資材（清掃・給水用の水を含む。）は、受託者の負担で用意すること。ただし、「菅生車庫」及び「西菅団地折返し所」にある水道は本業務に必要な範囲内で使用することができる。なお、「山九株式会社敷地内」及び「生田駅折返し所」の敷地内にある水道その他は使用しないこと。

### 6 報告等

#### (1) 報告

作業終了後は、清掃箇所を管轄する営業所の担当者に連絡し、業務完了報告書に確認印を受けること。その際、作業前後の写真を営業所の担当者に提示し、確認を得ること。なお、写真は印刷物ではなく、スマートフォン、デジタルカメラ等のモニター上の提示も可とする。ただし、当日中に確認印を受けることができない場合は、後日に行うものとする。なお、局に提出する業務完了報告書の様式は任意とするが、清掃箇所及び清掃日を記載すること。

#### (2) 報告書の提出

「(1) 報告」で掲げる業務完了報告書を、作業実施前、実施中、実施後の状態が清掃箇所及び清掃日別に判断できる写真帳を添付した上、作業終了の翌月10日までに川崎市交通局長宛て提出すること。

### 7 委託料の支払等

#### (1) 請求書等の提出

請求書及び業務完了届については、四半期ごとに提出すること。

#### (2) 支払

局は、請求が正当であると認めたときは、四半期ごとに請求のあった日から30日以内に受託者に対し委託料を支払う。

### 8 注意事項

- (1) 「水江町折返し所」及び「菅生車庫」以外のトイレにはイタズラ等防止にダイヤル式南京錠により施錠されているため、清掃完了後に必ず再施錠すること。なお、ダイヤル式南京錠の番号については、別途局から受託者に通知する。
- (2) 全ての履行場所において、バス車両の運行を最優先とし、バス車両の運行を妨げないよう十分留意して清掃を行うこと。また、「山九株式会社敷地内」については、他社敷地内であるため他の車両や職員等の業務を妨げることのないよう十分留意して清掃を行うこと。
- (3) 本業務を履行するにあたり故意又は過失により損害を発生させた場合は、受託者がその賠償の責任を負うこと。

### 9 解除

局は、1か月間の猶予期間をもって受託者に文書で通知することにより、委託期間中であっても、契約を解除できるものとする。この場合において、委託料は、月割りした上で、

契約解除月以前の相当額を受託者に支払うものとする。

## 10 その他

本書に定めのない事項で疑義が生じた場合、速やかに局と協議し、承認又は指示を受けなければならない。